

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、桜宮配水場及び柴島浄水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、三菱電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

浅野アタカ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場（下系）及び豊野浄水場に設置している酸注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、アタカ大機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は浅野アタカ株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、浅野アタカ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 施設管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設及び設備に関わる各種情報を一元管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）の運用管理、並びに障害対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムの運用管理及び保守業務は、ライセンスを有している業者のみが可能であり、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地はありません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。
以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

水 ingAM 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大淀配水場及び異配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の薬品の受入れから注入点までの設備構成並びに構成する機器や部品、材料の選定及び注入等に関する制御方法は、水 ing 株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業は水 ingAM 株式会社へ事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、水 ingAM 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 咲洲配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

横手産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、咲洲配水場及び柴島浄水場下系に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

咲洲配水場の設備は株式会社クボタが、柴島浄水場下系の設備は水道機工株式会社が、それぞれ自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

各設備について、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、咲洲配水場及び柴島浄水場下系に設置している設備の保守業務については、横手産業株式会社へ移管されています。各設備について、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、横手産業株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託
(概算契約)

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

大阪市水道局（以下、当局という。）は、関西を代表する大規模水道事業者として、「水道ビジョン(平成16年6月厚生労働省策定)」で示された広域化の基本理念に基づき、平成18年度から、周辺事業者と技術協力に関する連携協定を締結し、これまで培ってきた技術やノウハウを活用して、各事業者のニーズに合わせた技術支援を実施している。また改正水道法に合わせて示された「水道の基盤を強化するための基本的な方針(令和元年9月30日厚生労働省告示)」の趣旨から、府域内外における水道事業の基盤強化に中核となって取り組むことが求められている。また海外においても「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向け、上下水道に係る社会基盤施設整備の需要が拡大しており、当局はこれまで実施してきた技術交流等を通じ、海外事業者との信頼関係醸成に努めるとともに、民間企業との連携を一層強化し、民間企業と水道の整備・改善に取り組む海外水道事業者とをつなぐコーディネーターとして、民間企業の案件形成、事業実施を支援することで、開発途上国の水道改善に貢献するための取組を拡充していく必要があるとしている。このような状況を踏まえ、今後の取組方針を示した令和2年2月「大阪市水道 広域連携・海外展開戦略」（以下、「当戦略」という。）を策定し公表した。

当戦略では、国内においては、改正水道法の趣旨を踏まえ、関西圏を代表する大規模水道事業者として、技術支援を拡充することで、府域内外の水道事業の基盤強化に貢献するとしており、海外においても、従来実施してきた技術交流等を通じ、海外事業者との信頼関係構築を図りつつ、優れた技術を有する民間企業と一体となって戦略的に開発途上国における水道事業の改善に取り組む体制を整備するとともに、海外事業者と民間企業のビジネスマッチングの機会を創出する仕掛けづくりを行うことで、官民連携での水ビジネスを推進し、在阪企業をはじめ、海外進出に意欲のある企業を支援していくこととしている。また、これらの国内外の取組を、本市水道事業へ影響を与えることなく、効率的かつ効果的に推進するため、当該契約相手方を活用して、「大阪水道グループ」として一体となって、事業推進することを基本方針としている。

本業務は、当局が推進する水道事業における広域連携及び海外展開を円滑に実施していくために、水道に関する総合的な技術やノウハウ及び豊富な実績と経験を有した当該契約相手方からサポートを受けることを目的とし、当局が周辺水道事業者から受託している技術支援業務について、進捗会議へ出席し技術的な助言や提案、資料作成、

管路更新工事に係る施工監理などを当局と一体となって業務を行うとともに、支援ニーズの把握や支援業務の精度向上を目的とした周辺水道事業者へのニーズ調査を共同して行うほか、海外水ビジネスパートナー制度の事務局として、パートナー事業者への海外水ビジネスのニーズに関する情報発信やパートナー事業者の海外水ビジネス展開に関する案件形成の補助を行うものである。こうした市町村や海外事業者に対する支援に関する総合的な技術やノウハウ・人材については、安定的かつ継続的に確保し、将来にわたって継続して支援業務を行っていく必要がある。

当該業務は、当局と一体となって進めていく必要があり、当局が担うべき役割を熟知し、当局と同等の技術力・水道事業に関するノウハウを保有していることや、水道事業者の現場経験を活かした立場から、周辺事業者や海外事業者への助言に加え、コンサルタント会社や請負業者等に対しての指導経験といった専門の知識と技術が必要となる。

当該契約相手方である株式会社大阪水道総合サービスは、本市の外郭団体として長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託し、水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを蓄積している。近年では大阪府内をはじめ多くの市町村からの委託を受けて水道事業に関する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援の実績を積み重ねており、本市水道事業の技術やノウハウを他の水道事業者である市町村や海外事業者に効率的かつ効果的に、継続して提供することができる唯一の民間事業者である。

以上のことから、当該契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課広域連携・海外支援担当
(電話番号06-6616-5507)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予算・決算・契約・在庫等を管理する、水道局財務会計システム（以下「本システム」という。）を安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持するとともに、予防保全及びソフトウェア等の障害や問題発生時の早期解決や復旧を目的とするものです。

本システムは、富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものです。

本システムに関する運用保守及び改修業務、当該パッケージ製品の著作権については富士通 Japan 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部経理課（電話番号06-6616-5453）

水道局総務部管財課（電話番号06-6616-5464）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 水道事業体等への研修の実施他業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、当局が体験型研修センターで実施している他都市水道事業体や各種団体等への研修における講師業務及び申込受付、準備、運営、受講料の徴収、並びに体験型研修センター施設・設備の点検等の管理運営業務を行うものです。

このうち研修の実施の委託ですが、過去に他の水道事業体等職員に対する体験型研修センターの施設・設備を使った研修を当局が主催し実施してきましたが、この研修を本業務により、当局主催は継続しつつ内容実施を契約相手方に引き継いで行わせるものでありますので、契約相手方は当局と同等の水道トータルシステムに係る高度な技術とノウハウを保有していることが必要となります。

また、施設・設備の管理運営の委託ですが、本件研修で使用する体験型研修センターの浄水設備棟と機械・電気棟を対象に、毎日、機能や損傷等に係る一般の点検とともに、例えば研修で事故時の対応を講義するのに備えて、故意に事故状態を発生させることができるかなど研修の準備を兼ねた点検を行わせるものでありますので、研修と一体で委託する必要があります。

なお、上記業者は、長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託することにより水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを有しており、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村からの委託を受けて水道事業に関する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援の実績を積み重ねています。

さらに、本市水道事業の知識や技術を豊富に有する当局退職者を数多く採用し、本業務の講師業務の人材を確保するなど、本市水道事業の技術やノウハウを他の水道事業者である市町村に効率的かつ効果的に提供することができる唯一の民間事業者であります。

このように本業務にて実施する人材育成の支援について、本市水道事業の技術やノウハウを豊富に有しているのは株式会社大阪水道総合サービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課広域連携・海外支援担当

(電話番号06-6616-5507)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備、水質遠隔監視測定設備及び幹線電動弁設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、三菱電機（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となります。

当該設備にかかる保守点検業務は三菱電機プラントエンジニアリング（株）へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング（株）が唯一の業者となります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、勤怠管理や給与支給だけでなく、人事考課や研修履歴などを一元的に管理する庶務事務・人事給与システム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようにシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行い、技術的な問題解決や運用支援に伴う軽微なソフトウェアの改修を行うものです。

本システムは富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して、富士通 J a p a n 株式会社が当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、富士通 J a p a n 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務を履行できるのは富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号06-6616-5421）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外 17 か所浄水管理設備外保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場（東淀川浄水場含む）外 1 か所に設置している管理設備、柴島浄水場外 7 か所に設置している監視制御設備、遠方監視装置及び柴島浄水場外 17 か所に設置している総合水運用システムの保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は株式会社日立産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社日立産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2403）

（注）各設備の設置場所

- ・柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）外 1 か所に設置している管理設備
柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）、一津屋取水場
- ・柴島浄水場外 7 か所に設置している監視制御設備、遠方監視装置
柴島浄水場、庭窪浄水場、楠葉取水場、巽配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、泉尾配水場
- ・柴島浄水場外 17 か所に設置している総合水運用システム
柴島浄水場（東淀川浄水場を含む）、一津屋取水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、

楠葉取水場、大淀配水場、巽配水場、大手前配水場、住吉配水場、
住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、城東配水場、泉尾配水場、
真田山加圧ポンプ場、北港加圧ポンプ場、鶴見配水場、桜宮配水場

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社カクタス

3 随意契約理由

本業務は、市内6カ所に設置している常設型給水スポット及び各種イベントで使用する移動型給水スポットを安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持することを目的に保守点検を行うものです。

当該給水スポットは、株式会社カクタスが独自にデザイン設計・製作・設置を行ったもので、他に同様の機器がない唯一のものであり、保守点検を行うにあたっては、内蔵している冷水機及び電気制御全般を含めて、本機器特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

また、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、上記業者以外が本業務を履行し、給水スポットに障害が発生した場合、その原因が給水スポットの問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、株式会社カクタスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（電話番号06-6616-5404）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 お客さまセンター管理業務委託

2 契約の相手方

阪急阪神ビルマネジメント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまセンター入居建物における付帯設備の保守点検・清掃等を行い、施設を維持管理する業務です。

お客さまセンターが入居する福島阪神ビルディングの賃貸借契約は、所有者である阪神電気鉄道株式会社と締結しています。

本業務の実施について、賃貸借契約書において阪神電気鉄道株式会社から当建物の管理業務を委託されている阪急阪神ビルマネジメント株式会社と別途契約を締結することとされています。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6・7・8年度 給水装置工事しゅん工検査等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、本市の指定給水装置工事事業者（以下「指定工事店」という。）が実施する給水装置工事（宅地内の末端給水栓と道路部分に埋設されている配水管とを接続する給水装置を設置する工事）について、しゅん工届に基づき指定工事店と工事現場にて立会検査を行い、当該給水装置の水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）及び本市の給水装置工事設計施行基準（以下「施行基準」という。）への適合の合否判定（以下「検査業務」という。）を行うとともに、合格した給水装置に本市が使用者に貸与する水道メータの取付け等（以下「メータ設置業務」という。）を行うものです。また、給水装置は、本市の配水施設と直結して設けられるものであり、指定工事店が実施する給水装置工事の構造及び材質が適切でない場合、市民に対する公衆衛生上の大きな影響が生じる可能性があり、安全な水道水の安定供給という本市の責任に直結するものとなります。

(1) 検査業務及びメータ設置業務について

検査業務は、水道法第17条の規定に基づき、所有者又は使用者から委任を受けて指定工事店が工事した給水装置が適正に施工されているかを検査し、給水が可能かについて判断する業務であります。また、業務を委託することができる事業者は、水道法第24条の3第1項において「業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するもの」とされ、同条第3項では、「第1項の規定により業務の委託を受ける者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道技術管理者一人を置かなければならない」とされています。さらに、水道法施行令第10条では水道法第24条の3第1項の要件として「委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること」と規定されており、検査業務については、施行基準への適合性の判定に必要となる水質検査を適正に行うことができるものであることが必要となります。

加えて、検査業務は、給水装置所有者の住所及び氏名のみならず、敷地内の建物の配置や形状、間取りなど、防犯上の観点からも極めて重要な個人情報に掲載された図面を用いて行うことから、個人情報の管理を適正に行うことができるものであることが必要となります。

また、メータ設置業務は、大阪市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第23条に「メータは市が設置し、使用者又は所有者に貸与する」と規定されており、給水条例第12条により、「給水装置の設置又は変更の工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施工する」と規定されております。本業務による作業の対象となる水道メータは、給水条例

施行規程第7条において給水装置を構成する一部と規定されていることから、本業務は給水装置を設置した指定工事店が行うことも可能ですが、検査に合格した都度、給水装置を設置した指定工事店に改めて本市が水道メータを貸与することは、工事の件数を考慮しても極めて非効率であり、立会検査の実施に合わせた一連の流れで検査業務の受託者において一元的に行うのが合理的かつ効率的であることから、検査業務と合わせて委託することとしているものであります。

(2) 検査の合否判定における中立公正について

検査業務は、市民の公衆衛生に直結する極めて重要な業務であるため、本業務において受託者は、本市職員に替わり、本市が設計審査した図面等の内容と、現地の施工状況とを照合・確認し、構造材質基準等への適合を中立公正に検査して現地にて合否判定を行う必要があります。中立公正な検査は、受託者に現地状況や検査内容の全てを写真等で記録、報告させた後に本市が確認することでも担保できますが、この手法は業務効率性の観点から適当でなく、受託者の信用に委ねて現地で合否判定し、メータを設置して通水まで行うことが、合理的で効果的なものとなります。

また、受託者は、指定工事店により不適合箇所の隠蔽や合否判定への強要があった場合に、検査を実施する現地において毅然と説明を行い、対応させる必要があります。検査内容や合否判定に客観的疑念を持たれないことが求められます。

このようなことから、本業務のような市民の公衆衛生に直結する極めて重要な業務の場合には、本市と同等の立場の者が中立公正に検査を実施することが必要となります。

(3) 受託者に必要な要件

(1)に記載したことを踏まえ、本市では検査業務及びメータ設置業務の受託者に必要な要件として次の要件を設定しております。

- ア 受託水道業務技術管理者の資格を有するものであること
- イ 大阪府の区域を業務範囲とする水道法に基づく厚生労働大臣の登録を受けた水質の検査機関であること
- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から、個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを評価され、プライバシーマークの付与を受けていること
- エ 指定工事店であること

また、(2)に記載したことを踏まえ、受託者は現地での検査にあたって、指定工事店に対し、中立公正で、かつ不正の強要にも本市の立場で毅然と対応できる公共性、公益性の高い者であることが必要となります。

株式会社大阪水道総合サービスは、上記に示すア～エの必要な要件を具備しており、本市の出資により水道事業の持続可能な発展に向けた市の補完代替機能を発揮することを目的に掲げ、水道の基盤強化に資する事業を連携して実施する団体として設立されており、自らの業務が本市水道事業に資するものであることを自律的に監理でき、業務内容を本市が管理することのできる唯一の事業者であります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06-6616-5480）

随意契約理由書

1 案件名称

お客さま専用サイト（マイページ）における電子決済導入に伴う営業所オンラインシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

令和6年1月から運用を開始したお客さま専用サイト（以下「マイページ」という。）については、今後、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の請求及び支払機能を追加する予定です。本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、マイページによる水道料金等の請求及び支払機能に対して、データ連携機能を追加するため、改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事ができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）